

中国における BEPS 対応状況 ～移転価格税制を中心に～

Issue 21, June 2023

In brief

経済協力開発機構(以下、OECD)は、各国の税制の相違や不整合を利用してBEPS(Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転)による多国籍企業の国際的な課税逃れに対抗するため、2012年6月に国際課税ルール全体を見直すBEPSプロジェクトを立ち上げ、2015年10月に15項目の「BEPS行動計画」それぞれの最終報告がまとめられた最終パッケージを公表しました。

中国はOECD非加盟のG20メンバーとして同プロジェクトの議論に参加しています。中国においては、BEPS行動計画の勧告内容を踏まえて、移転価格文書化規定をはじめとする税制改正が行われており、BEPSへの対応が着々と行われてきました。

本ニュースレターでは、中国の移転価格税制におけるBEPS対応に関する公告規定を中心に整理し、適用される際に留意すべき点を解説します。

In detail

1. 中国におけるBEPS対応関連公告規定およびその概要

公告規定	概要	関連するBEPS行動計画
(1) 関連者間取引申告と同時文書管理関係事項に関する公告(国家税务总局公告2016年42号、以下、42号公告)	<ul style="list-style-type: none"> 中国税務当局がBEPSプロジェクトの最終報告を踏まえて、従来の移転価格関連規定である「特別納税調整実施弁法(試行)」(国税发(2009)2号、以下、2号文)に対する最初の改正となります。 行動計画13の内容を取り入れ、ローカルファイルに加え、マスターファイルや国別報告書について整備することが法規化され、各文書の内容についても詳細に規定されています。 特に、ローカルファイルの記載内容に関して、従来の移転価格文書の内容に加え、コストセービングやマーケットプレミアム等の地域固有の優位性(Location Specific Advantages)等の取引価格設定に影響を与える要素、現地法人に関連するグループ全体のバリューチェーンに対する分析等も、記載が要求されるようになりました。 	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画13:「移転価格関連の文書化の再検討」

<p>(2) 事前確認制度 関係事項の整備に関する公告(国家稅務總局公告 2016年64号、以下、64号公告)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2号文において規定されていた事前確認制度関連規定を踏まえて、事前確認の受付や審議等の担当当局、申請意向の申出から正式申請までのプロセス、書類提出要件、申請の優先受理・中断や中止、および対象年度における実際の執行等について明確化されました。 ユニラテラル事前確認制度に関して、BEPSプロジェクトの内容を踏まえて、税務当局間の自動情報交換スキームが整備されました。 2021年7月26日に公布された「ユニラテラル事前確認制度の簡易手続き適用関係事項に関する公告」(国家稅務總局公告 2021 年 24 号)では、64号公告の規定に基づき、一定の条件を満たした企業に対し、ユニラテラル事前確認制度の手続きが大幅に簡便化され、申請時間の短縮が可能となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画 5: 「有害税制への対抗」 行動計画 14: 「相互協議の効果的実施」
<p>(3) 「特別納税調査調整および相互協議プロセス管理弁法」の公布に関する公告(国家稅務總局公告 2017 年 6 号、以下、6 号公告)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2号文における移転価格税務調査、相互協議に関する規定に対して更新が行われました。 特に移転価格調整(特別納税調査調整)のプロセス、および検証対象会社や非公開データの使用等移転価格調査における重要な事項、役務提供取引、無形資産取引に関する詳細な規定が追加されました。また、企業において移転価格リスクが発見される等の場合における自主調整に関しても規定されました。 相互協議に関して、相互協議の開始、中断や中止、執行を含めた具体的なプロセスが明確化されました。 	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画 5: 「有害税制への対抗」 行動計画 14: 「相互協議の効果的実施」
<p>(4) 「非居住者金融口座税務情報デューデリジェンス管理弁法」の公布に関する公告(国家稅務總局公告 2017 年 14 号、以下、14 号公告)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外国の金融機関等を利用した国際的な脱税および租税回避に対処するため、OECDにおいて、非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「共通報告基準」(Common Reporting Standard、以下、CRS)が公表されました。 中国における CRS の執行に関してより具体的な根拠やガイドラインが導入され、これに基づき、中国税務当局は金融機関から非居住者が保有する金融口座情報の報告を受け、租税条約等の情報交換規定に基づく情報交換の実際のプロセスが明確化されました。 	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画 12: 「タックス・プランニングの報告義務」
<p>(5) 「税源浸食および利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多国間公約」の我が国での発効および一部租税条約に対する適用開始に関する公告(国家稅務</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2016年、OECD が「税源浸食および利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多国間公約」(以下、公約)を発表し、租税条約に関する BEPS 防止措置を多数の既存の租税条約について同時かつ効率的に実施することが可能となりました。 公約は BEPS 行動計画 2、6、7 および 14 の関連部分を取り入れています。 2022年6月30時点で、中国政府はすでに97の国や地域と公約を締結しました。 中国および香港における公約の適用開始日は2022年9月1日となりました。 	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画 2: 「ハイブリッド・ミスマッチ効果の無効化」 行動計画 6: 「租税条約の濫用防止」 行動計画 7: 「恒久的施設認定の人為的回避の防止」 行動計画 14:

総局公告 2022年16 号、以下、16 号公告)		「相互協議の効 果的実施」
------------------------------------	--	------------------

2. BEPS 対応関連公告規定の適用に際しての留意事項

(1) 移転価格に対する全面的な管理

中国税務当局は、租税回避防止の規制および管理を年々強化していますが、BEPS 行動計画に基づく42号公告、64号公告および6号公告の公布により、「管理、調査、サービス」といった三位一体の体制をもって、移転価格に対してさらなる厳しい管理・監督を行っていると見受けられます。

移転価格文書化に関して、近年、各地税務当局から事前に企業に対し、期限内に移転価格文書の作成および提出を求める公告が多く見られます。加えて、従来では移転価格文書が作成されているだけで十分でしたが、最近では税務当局が実際の記載事項等に関して細かくチェックし、報告が義務付けられている記載内容等に不備や漏れがある場合に、指摘を行うことがあります。また、税務当局は、企業の移転価格関連申告情報を整理し、場合によっては取引明細、契約書、発注書等の追加情報を提出するよう企業へ要請することがあります。これらの情報が税務当局内部のデータベースに集約されることにより、各企業の利益水準や移転価格の実施情報等はモニタリングされている可能性があります。

一方、64号公告の公布により事前確認の申請意向の申出から正式申請までのプロセスが明確化されたことから、事前確認の意向申出がより簡単にできるようになりました。また、所轄税務当局が主要窓口として対応することにより、企業との間での検討の機会が増え、過去に比べて事前確認制度の手続きが簡易に実施できるようになりました。

(2) アフターコロナの移転価格に関する留意点

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの中国子会社の利益水準に大幅な変動が見受けられます。例えば、利益水準の変動が移転価格に起因するものではないことを証明するためには、関連するサポート資料の準備が必要となります。また、中国税務当局は中国子会社のサプライチェーン全体における位置づけや事業の状況にも注目しています。

The takeaway

近年、中国税務当局から納税者への自主調整に関する勧告が多くなっており、特に2022年以降、移転価格に関する税務調査が強化されています。また、調査において、中国子会社のみならず、グループ全体に関する情報の開示が要請されることも増えてきています。そのため、税務調査前に日本本社は中国子会社と連携し、移転価格税制に係るリスクを整理し、事前に対応することが引き続き必要となります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email:jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

白崎 亨

シニア マネージャー

丁 琬忠

マネージャー

惣 怡峰

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 国に及ぶグローバルネットワークに約 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.